規制改革推進会議 資料

資料1-1

(H29.3.9)

# 計量法上のタクシーメーターについて (OBD を活用したソフトウェアによるタクシーメーターの実装について)

平成29年3月9日 経済産業省

## 計量法の目的と特定計量器

(目的)計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保。

(特定計量器)

- ○国民の生活(取引等)に関係の深いものとして、構造及び器差(許容される誤差)について、一定の技術基準を満足する必要のある計量器を特定計量器として指定し、正確な計量を確保。
- ○社会·経済活動において広〈取引又は証明に使用され、取引の当事者間において適正な計量を確保することが困難なもの などを指定。

その多くが取引又は証明に使用されないもの、精度が十分に確保されているものなどは、特定計量器の対象とされない。

## 計量法の法目的

計量器のうち国民の生活に関係の深いものを国が特定計量 器として指定。特定計量器の使用者がこれを取引・証明に用いる場合、国や自治体等が精度を確認した計量器を使用すること等を義務づけることで、正確な計量を確保。

## 正確な特定計量器等の供給

特定計量器の製造事業者は、技術基準を満たす計量器を生産する義務。技術基準を満たしているか否かは、産業技術総合研究所 や都道府県が確認。

## 規制対象となる特定計量器の沿革

- < 技術の進展等に伴い、対象機種の見直し>
- 〇明治24年:度量衡法制定
  - ・あらゆる計量器が規制の対象
- 〇昭和41年:計量法大改正
  - ・規制対象器種を取引等に使用される27器種に限定
- 〇平成5年:新計量法施行
  - ·規制の対象を27→18器種に限定(現行)
- \*「特定計量器」

電気・ガス・水道メーター、非自動はかり、タクシーメーター、燃料油メーター等18品目を指定。 それぞれに技術基準を規定。

# 計量法上のタクシーメーターについて

### 計量法上のタクシーメーターとは

<計量法におけるタクシーメーター>

正確計量の趣旨から<u>距離の実測値を計量</u>するために、タクシーに直接取り付けられる回転尺() 車輪などの回転部の円周の長さの積算によって長さを計量するもの

計量法のタクシーメーターは、適正な計量を確保する観点から、タイヤの空気圧、車両のゆがみ、 各種部品・接続部等の経年劣化等の器差への影響を確認するため、年に1度の装置検査(器差の 確認)を義務付けている。

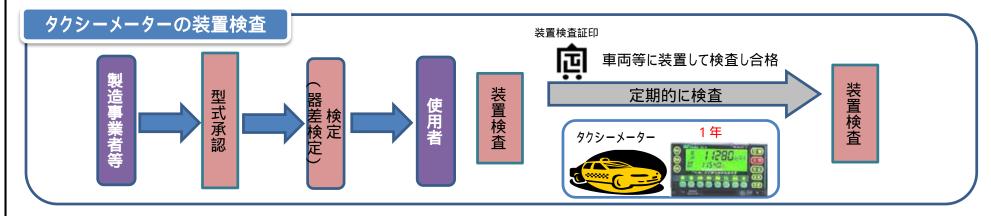
計量法は、タクシーメーターでの運賃の収受を義務付けていない。

タクシーメーターに運転状況等の他の機能を持たせることは可能。

計量法上のタクシーメーターは、回転尺からの距離の実測値を計量する点が規制の対象。

計量結果に影響が出ないことが前提。





#### (参考)

○計量法施行令

(特定計量器)

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

- 一 タクシーメーター
- 二~十八 (略)

## 計量法上のタクシーメーターについて

## 事務局から示された論点

### OBD を活用したソフトウェアによるタクシーメーターの実装について

## 【論点】

現在、タクシーメーターは専用端末のみ。定期的に、計量法に基づき検定・封印。

自動車本体から取得(OBD)できるデータとGPSを組み合わせ、汎用のタブレット端末等で処理し距離、運転状況等を計測する方式は認められるか。

そのような計測手法は、計量法上の特定計量器とする必要はあるか。また、計量法に基づく定期的な検定は必要か否か(機械のような劣化はしない。)。 そもそも計量法の対象となるのか。

JIS 規格として関係者で検討する場を設けてはどうか。

### 論点に対する考え方

- ○論点にある方式について、<u>OBD で取得できるデータ( )が回転尺による実測値に基づ〈場合は、計量法で定める技術</u> 基準を満たすことが必要。他方、GPSを使用したデータを活用する場合は、計量法の規制の対象とはならない。
- ○消費者との関係において、<u>消費者も正確に計量されていることが確認できる仕組みであれば、計量法上の特定計量器とし</u>て指定する必要はないと解されている。
  - JIS規格については、本件に関わらず、事業者や事業者団体からの要望があれば検討の場を持つことは可能。
  - 1)要望のあった日本交通(株)に確認したところ、「自動車本体から取得(OBD)できるデータとGPSを組み合わせ、汎用のタブレット端末等で処理し距離、運転状況等を計測する方式」について具体的な方式は明らかとなっていないとのこと。
  - 2) OBD は、本来の使用目的以外の用途での使用についての影響なども懸念されており、実現に際しては、関係団体等との調整が必要と思料。 「車両走行データの取得方法については、「OBDポートからのCANデータの取得については、保安基準において禁止する規定はないが、自動車メーカーから安全上の懸念が指摘されていることを踏まえれば、これを推奨することはできない。」(国土交通省「次世代運行管理・支援システムの検討会(第5回(平成29年2月15日))」)